

中央区立桜川公園官民連携事業(Park-PFI) 公募設置等計画の変更の認定について

区では、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した中央区立桜川公園官民連携事業において、公園施設に関する地元意見や関係機関協議を踏まえ、令和7年6月30日付けで認定した公募設置等計画を変更したため、都市公園法第5条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり変更の認定をいたしました。今後は、公園の整備や供用開始後の企画運営事業等の調整を進めてまいります。

1 公募設置等計画の提出者

つむぐ桜の森パートナーズ

代表企業：MIRARTH ホールディングス株式会社

構成企業：UDS 株式会社、株式会社森緑地設計事務所、株式会社かたばみ

株式会社レーベンホームビルド、株式会社プライムプレイス

2 変更の認定をする公募設置等計画の概要

公募対象公園施設：飲食施設（3棟）

特定公園施設：複合遊具、芝生広場、ウッドチップ広場、ウッドデッキ
公衆トイレ、モバイル充電スポット

3 変更の認定をした日

令和8年3月31日

4 認定の有効期限

供用開始から20年間

5 公募対象公園施設の場所

中央区立桜川公園内指定場所

